

大通達甲（生企）第8号
令和4年5月12日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

生活安全部生活安全企画課長
各警察署長 殿

生活安全部長

銃砲刀剣類所持等取締法上の認知機能検査の運用について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第1項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する認知機能に関する検査（以下「検査」という。）の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項については、「銃砲刀剣類所持等取締法上の認知機能検査の運用について」（令和4年3月15日付け大通達甲（生企）第2号）により運用しているところであるが、この度、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第34号。以下「改正府令」という。）の施行に伴い、令和4年5月13日から下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

1 検査の趣旨

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第4条の3第1項の規定により、銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」という。）若しくは刀剣類の所持の許可又は猟銃若しくは空気銃若しくはクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者の年齢が75歳以上の場合は、検査を実施することとされ、その者の認知機能の低下を的確に把握するとともに、本人にその認知機能の低下を自覚させ、注意を促すこととされている。

また、公安委員会は、法第4条の3第2項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、検査を受けた者で当該検査の結果が改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「府令」という。）に定める一定の基準に該当するもの（以下「基準該当者」という。）に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症（以下「認知症」という。）であるかどうかについて、その指定する医師（以下「指定医」という。）の診断を受け、当該指定医の診断書を提出すべきことを命ずること（以下「受診等命令」という。）ができることとされている。

2 検査の概要

(1) 検査の対象者

検査を受ける必要がある者は、法第4条の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可

を受けようとする者（以下「所持許可申請者」という。）で、許可申請書を提出した日における年齢が75歳以上のものである。

また、法第4条の3の規定は、法第7条の3第3項において、許可の更新を受けようとする者について準用されていることから、法第7条の3第1項の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）で、当該許可の有効期間が満了する日における年齢が75歳以上のものも検査を受ける必要がある。

なお、所持の許可の有効期間が満了する日の異なる猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを複数所持している者については、更新ごとに検査を受ける必要がある。

(2) 検査の方法及び判定の基準

ア 検査の方法

検査は、次の方法により行うこと（府令第14条）。

- (ア) 検査を行っている時の年月日、曜日及び時刻を記述させること（以下「時間の見当識」という。）。
- (イ) 16の物の図画を当該物の名称及び分類とともに示した時点から一定の時間が経過した後当該物の名称を記述させること（以下「手がかり再生」という。）。

イ 基準該当者を判定するための基準

基準該当者を判定するための基準は、次の式により算出した数値が36未満であることとされている（府令第15条）。

$$1. 336 \times A + 2. 499 \times B$$

この式において、A及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- (ア) Aにあつては、時間の見当識により記述された事項についての次に掲げる数値の総和
 - a 検査を行った時の年が記述されている場合には、5
 - b 検査を行った時の月が記述されている場合には、4
 - c 検査を行った時の日が記述されている場合には、3
 - d 検査を行った時の曜日が記述されている場合には、2
 - e 記述された時刻と検査を行った時の時刻との差に相当する分数が30未満の場合には、1
 - (イ) Bにあつては、手がかり再生により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和
 - a 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に2を乗じて得た数値
 - b 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかった物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に1を乗じて得た数値
- ### ウ 検査の実施時期等

(7) 所持許可申請者については、銃砲所持許可申請書（府令別記様式第6号）、クロスボウ所持許可申請書（府令別記様式第6号の2）又は刀剣類所持許可申請書（府令別記様式第7号）の提出を受けた後に検査を実施すること。

また、更新申請者に対する検査は、当該許可の有効期間が満了する日の2月前から1月前までの間に行うこと（府令第16条第1項）。

なお、更新申請者については、原則として、猟銃等所持許可更新申請書（府令別記様式第9号）又はクロスボウ所持許可更新申請書（府令別記様式第9号の2）の提出を受けた際に検査を実施することとするが、事前に連絡を取った上で日時を指定し、一定の人数を集めて検査を実施することも可能とする。

(イ) 次に掲げる者から、それぞれに定める期間内に道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等（以下「道交法上の認知機能検査等」という。）を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があった場合は、検査を受けたものとみなすこととする（府令第16条第2項）。

a 所持許可申請者

当該許可に係る銃砲所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書を提出した日以後

b 更新申請者

当該許可の有効期間が満了する日の5月前から1月前までの間

(ウ) 道交法上の認知機能検査等の結果の取扱い等に関する運用上の留意事項については、別に定める。

エ 検査の実施者及び実施場所

検査は、警察署において銃砲等又は刀剣類の所持の許可の事務を担当する警察職員のうち、検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けたものが実施すること。

なお、検査は、医療に関する資格や専門の知識を備えていない者が実施することを前提として、記憶力、判断力等の認知機能の低下の状況を見分けるための簡易な検査として作成されたものであることから、警察職員が実施しても信頼性に欠けるものではない。

また、検査は、原則として、警察署内の適宜の場所において実施すること。ただし、警察署内において検査場所が確保できないなどの事情がある場合には、警察署以外の場所において実施することも可能であるが、検査対象となる者は高齢者であることから、いずれの場合においても、静かで落ち着いて受検できる場所を選定すること。

オ 検査等の実施要領

検査及びその結果の通知については、生活安全部生活安全企画課長が別に定めるところにより実施すること。

(3) 受診等命令

ア 受診等命令

公安委員会は、基準該当者に対しては、法第4条の3第2項の規定により受診等命令をすることができる。この場合において、公安委員会は、受診等命令をすることができるのであって、必ずしも受診等命令をしなければならないものではなく、申請書に添付された診断書等から判断して認知症に該当することが明白であるとき、認知症以外の欠格事由に該当して許可等がなされないことが明白であるとき等においては、受診等命令をする必要はない。

なお、受診等命令は、申請者に対する処分にあたるが、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項第14号に該当するため、同法第2章から第4章の2までの規定は適用されない。

イ 受診等命令の方法

受診等命令は、通知の確実性及び後日の紛議防止の観点から、名宛人に対して受診等命令書（別記様式）により通知すること。

ウ 指定医の指定の基準

指定医については、認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うこと（銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年大分県公安委員会規則第6号。以下「細則」という。）第9条第2項）。

なお、法第12条の3の規定により指定する医師のうち、診断の対象者が認知症であるかどうかを診断する医師については、できる限り重複して法第4条の3第2項の規定による指定も行うこと。

エ 医師の事前承諾等

指定医の指定に当たっては、その前提として、指定を受ける医師の個別の承諾を受けすること。また、指定医に対しては、受診等命令の対象となる者、受診等命令に係る手続等について、あらかじめ十分な説明を行うこと。

オ 指定医の公示

指定医の指定を行ったときは、その氏名並びに勤務する病院の名称及び所在地を公示すること（細則第9条第4項）。

3 運用上の留意事項

(1) 所持者に対する事前周知

検査の実施及びその内容については、事前に、猟友会等関係団体を通じるなどして、所持者に対し、十分に周知を図ること。

(2) 受診等命令に関する留意事項

ア 指定医の診断に要する費用は、診断を受ける申請者が自ら負担することとなる。

イ 申請者が認知症であるかどうかについては、医師の診断書等に基づき、公安委員会が自らの責任において判断することとなる。

ウ 申請者が検査を受けず、又は受診等命令に応じなかった場合は、許可又はその更新をしないこと（法第5条第2項）。

（生活安全企画課保安係）

別記様式

受 診 等 命 令 書

第 年 月 日 号

住 所

殿

大分県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法 第4条の3第2項 の規定
 第7条の3第3項において準用する第4条の3第2項
 により、次のとおり指定する医師の診断を受けるべきこと及び当該診断の結果の報告を求めます。

受診を命ずる理由	
受診する指定医師の氏名並びに勤務する病院の名称及び所在地	
報告の期限	年 月 日 午前 時 午後 時まで
備 考	

- 注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。